健感発 1215 第 2 号 平成 29 年 12 月 15 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する 省令(平成29年厚生労働省令第131号)が本日公布されたところである。

これを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(以下「基準」という。)の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 1 月 1 日から適用することとする。今回の改正の趣旨及び概要は下記の通りである。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

百日咳については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第14条第2項に基づき、五類感染症(定点把握疾患)として指定医療機関から届け出られているところであるが、現行制度では、成人を含む百日咳患者の発生動向が、適時かつ正確に把握できず、対応に遅延が生じる可能性がある。

また、風しんについては、風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号)に基づき、平成 32 年度までに排除状態を達成するために、発生例を直ちに把握する必要がある。

このため、百日咳については、五類感染症(全数把握疾患)とし、風しんについては、

患者の氏名、住所等を直ちに届出にする等、基準の一部について改正を行うこととする。

第二 改正の概要

- 1 「第6 五類感染症」の「百日咳」の項を全数把握疾病の項目に移動し、「(2)臨床的特徴」、「(3)届出基準」及び「(4)届出のために必要な臨床症状」の表現を適正化するとともに、別記様式5-20に「百日咳発生届」の様式を追加する。
- 2 「第6 五類感染症」の「風しん」の項における「(2)臨床的特徴」及び「(4) 届出のために必要な要件」の表現を適正化するとともに、「(3)届出基準」の届出 期限を「直ちに」に変更する。また、別記様式5-21「風しん発生届」の検査方法の 表現を適正化する。
- 3 その他所要の改正を行う。

第三 その他

基準については下記の URL を参照すること。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html

第四 適用日

平成30年1月1日

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」新旧対照表

新 旧 別紙 別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第 $1\sim5$ (略) 第1~5 (略) 第6 第6 $1 \sim 19$ (略) $1 \sim 1.9$ (略) 〈参考〉 31 百日咳 20 百日咳 (1) 定義 (1) 定義 Bordetella pertussis によって起こる急性の気道感染症である。 Bordetella pertussisによって起こる急性の気道感染症である。 (2) 臨床的特徵 (2) 臨床的特徴 潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で

潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。<u>乳児</u>(特に新生児や乳児早期)ではまれに咳が先行しない場合がある。

典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく<u>発作性に</u>咳込み(スタッカート)、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作(ウープ)となる。嘔吐や無呼吸発作(チアノーゼの有無は問わない)を

潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。典型的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと激しく咳込み(スタッカート)、最後にヒューッと音を立てて大きく息を吸う発作(ウープ)となる。嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫や顔面の点状出血がみられることがある。幼若乳児や、年長児、また成人では典型的な症状がみられず、

新

<u>伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。</u>乳児<u>(特に新生児や乳児早期)</u>では重症になり、<u>肺炎、脳症を</u>合併し、まれに致死的となることがある。

<u>ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続す</u>る咳が所見としてみられることも多い。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。ただし、検査確定例と接触があり、(2)の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。

診断が難しいことも少なくない。

乳児では重症になり、<u>特に新生児がかかると無呼吸となり、</u>致死的となることがある。肺炎、脳症を合併することがある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を<u>週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</u>

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

新

(4) 届出のために必要な検査所見

<u>検査方法</u>	<u>検査材料</u>	
分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支など	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	から採取された検体	
抗体の検出	血清	
(ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有		
意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)		

※ PCR法はLAMP法などを含む。

21 風しん

(1) (略)

(2) 臨床的特徴

飛沫感染<u>が主たる感染経路であるが、接触感染も起こりえる</u>。潜伏期は通常2~3週間であり、<u>全身性の</u>小紅斑や紅色丘疹、リンパ節腫脹(全身、特に頚部、後頭部、耳介後部)、発熱を三主徴とする。皮疹は3日程度で消退する。リンパ節腫脹は発疹出現数日前に出現し3~6週間で消退する。発熱は風しん患者の約半数にみられる程度である。カタル症状、眼球結膜の充血を伴うことがあり、成人では関節炎を伴うこともある。風しん患者の多くは軽症であるが、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病を合併し入院を要することがある。

妊婦の風しんウイルス感染<u>は</u>、先天性風しん症候群の原因となるこ

旧

(4) 届出のために必要な臨床症状 (ア及びイを満たすもの)

ア 2週間以上持続する咳嗽

<u>イ 以下のいずれかの要件のうち少なくとも1つを満たすもの</u>

(ア) スタッカート及びウープを伴う咳嗽発作

(イ) 新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又

は無呼吸発作

<u>20</u> 風しん

(1) (略)

(2) 臨床的特徵

飛沫感染<u>により感染し、</u>潜伏期は通常 2~3週間である。 <u>冬から春に流行する。症状は、</u>小紅斑や紅色丘疹、リンパ節腫脹(全身、特に頚部、後頭部、耳介後部)、発熱を三主徴とする。リンパ節腫脹は発疹出現数日前に出現し、3~6週間で消退する。発熱は<u>38~39</u>℃で、3日程度続き、皮疹も3日程度で消退する。脳炎、血小板減少性紫斑病を合併することがある。

妊婦の風しんウイルス感染<u>が</u>、先天性風しん症候群の原因となることがある。

新

とがある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を<u>直ち</u>に行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を<u>直ち</u>に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な要件

ア 検査診断例

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 臨床診断例

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から風しんが疑われ、かつ、(4) の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7 日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な要件

ア 検査診断例

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 臨床診断例

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

新		旧		
届出に必要な臨床症状		届出に必要な臨床症状		
ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹		ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹		
イ 発熱		イ 発熱		
ウ リンパ節腫脹		ウ リンパ節腫脹		
届出に必要な病原体診断		届出に必要な病原体診断		
検査方法	検査材料	検査方法	検査材料	
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、	分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、	
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の	血液、髄液、	検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の	血液、髄液、	
検出	尿	検出	尿	
抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体	血清	抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体	血清	
陽転又は抗体価の有意の上昇)		陽転又は抗体価の有意の上昇)		
22 麻しん (1)~(4) (略) 23 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (1)~(4) (略) 24 RSウイルス感染症 (1)~(4) (略)		21 麻しん (1) ~ (4) (略) 22 薬剤耐性アシネトバクター感染症 (1) ~ (4) (略) 23 RSウイルス感染症 (1) ~ (4) (略)		

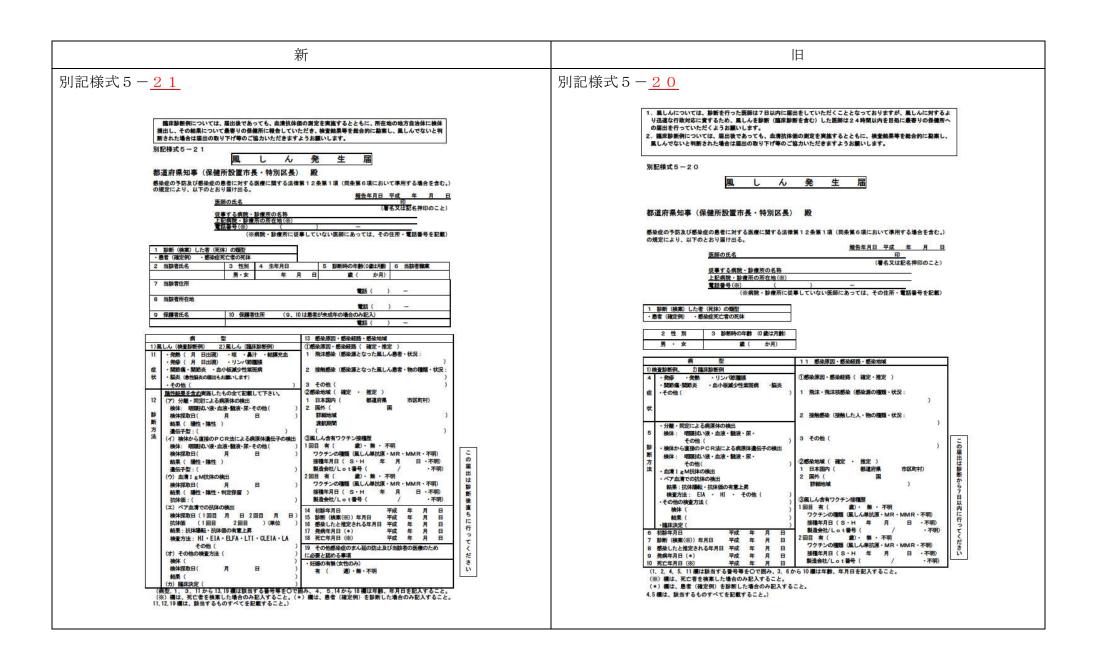
新	旧
25 咽頭結膜熱	<u>24</u> 咽頭結膜熱
(1) ~ (4) (略)	(1)~(4) (略)
26 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	<u>25</u> A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
$(1) \sim (5)$ (略)	(1)~(5) (略)
27 感染性胃腸炎	26 感染性胃腸炎
$(1) \sim (4)$ (略)	(1)~(4) (略)
2.8 水痘	27 水痘
$(1) \sim (4) \qquad (B)$	$(1) \sim (4)$ (略)
29 手足口病	28 手足口病
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
30 伝染性紅斑	29 伝染性紅斑
(1)~(4) (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
3 1 突発性発しん	<u>30</u> 突発性発しん
$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	$\frac{30}{(1)} \sim (4) \qquad (\text{B})$
(1) (1)	(±) (±) (PH)

新	IΒ
(削除)	31 百日咳
	(1)定義
	Bordetella pertussis によって起こる急性の気道感染症である。
	(2)臨床的特徴
	潜伏期は通常5~10日(最大3週間程度)であり、かぜ様症状で
	始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。典型
	的な臨床像は、顔を真っ赤にしてコンコンと激しく咳込み(スタッカ
	ート)、最後にヒューッと音を立てて大きく息を吸う発作(ウープ)
	となる。嘔吐も伴い、眼瞼の浮腫や顔面の点状出血がみられることが
	ある。幼若乳児や、年長児、また成人では典型的な症状がみられず、
	診断が難しいことも少なくない。
	乳児では重症になり、特に新生児がかかると無呼吸となり、致死的
	となることがある。肺炎、脳症を合併することがある。
	(3)届出基準
	ア 患者(確定例)
	指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨
	床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑わ
	れ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第14
	条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なけれ
	ばならない。
	イの感染症死亡者の死体

新	Iβ
	指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨
	床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑
	われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合に
	は、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に
	届け出なければならない。
	(4) 届出のために必要な臨床症状 (ア及びイを満たすもの)
	ア 2週間以上持続する咳嗽
	イ 以下のいずれかの要件のうち少なくとも1つを満たすもの
	(ア) スタッカート及びウープを伴う咳嗽発作
	(イ) 新生児や乳児で、他に明らかな原因がない咳嗽後の嘔吐又
	は無呼吸発作
3 2 ~ 4 8 (略)	3 2 ~ 4 8 (略)
第7 (略)	第7 (略)

新	旧
別記様式1~4 (略)	別記様式1~4 (略)
別記様式5-1~5-19 (略)	別記様式 $5-1\sim 5-19$ (略)

別記様式 5 - 2 0	新	旧
■ 日 東 美 田	別記様式5-20	(新規)
福力 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	語画	



新				
別記様式5-22 麻しん (略)		別記様式5-21	麻しん (略)	
別記様式5-23 薬剤耐性アシネトバクター感染症	(略)	別記様式 5 - <u>2 2</u>	薬剤耐性アシネトバクター感染症	(略)

旧 別記様式6-1 感染症発生動向調査(小児科定点) 別記様式6-1 感染症発生動向調査(小児科定点) 別記様式6-1 週報 別記様式6-1 週報 感染症発生動向調査 (小児科定点) 感染症発生動向調査 (小児科定点) 調査期間 平成 年 医療機関名: 医療機関名: 咽頭結膜熱 男 咽頭結膜熱 男 咽頭結膜熱 咽頭結膜熱 男 A 群溶血性 レン サ球菌咽頭炎 女 A群溶血性レン サ球菌咽頭炎 男 手足口病 手足口病 男 手足口病 手足口病 伝染性紅斑 男 突発性発しん 突発性発しん 男 突発性発しん 突発性発しん 男 百日咳 男 百日咳 男 ヘルパンギーナ 女 男 流行性耳下腺炎 女 流行性耳下腺炎 男 男 流行性耳下腺炎 * 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。 * 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。 別記様式6-2~6-7 (略) 別記様式6-2~6-7 (略)